

# 認知症施策の推進

# 認知症施策の推進

## 現状・課題

### 1 認知症施策の推進について

- 新オレンジプランでは、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、7つの柱に基づき施策を推進している。このうち、「認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供」の柱に、介護サービス基盤の整備等の認知症の人の生活を支える介護の提供が位置づけられ、必要な施策が進められている。

【参考資料P2】

### 2 認知症対応型共同生活介護の現状等について

(認知症対応型共同生活介護の現状)

- 認知症対応型共同生活介護は、認知症の方を対象に、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするサービスである。また、人員配置については、日中は利用者3人に対して1人、夜間はユニットごと1人以上の職員を配置する必要がある。【参考資料P5】
- 介護給付費等実態調査によると、平成28年4月現在で、事業所数は13,015カ所、利用者数は約19.1万人となっており、要介護度は要介護3が27%、要介護2が25%となっている。また、制度創設以降、利用者の平均要介護は、平成13年の2.18から、平成28年の2.79となっており、制度創設時に比べ重度化が進んでいる。【参考資料P7、9】

# 認知症施策の推進

## 現状・課題

(医療ニーズへの対応)

- 医療ニーズがある利用者については、平成23年に比べると「増えている」「やや増えている」と回答した事業所が全体の約5割となっている。また、医療機関との連携については、利用者の入退院時の情報提供や情報共有は一定程度実施されている一方、認知症対応型共同生活介護から退去の判断に至った背景では、「医療ニーズの増加」が最も多く、入居後の状態像の変化に応じた医療ニーズの対応の可否については、「胃ろう・経管栄養」について対応不可と回答している事業所が多い。【参考資料P13、14、17】

※ 認知症対応型共同生活介護では、看護職員の配置が義務づけられていないが、病院・診療所や訪問看護ステーション等と連携の上、日常的な健康管理や状態悪化時における医療機関との連絡調整等を行った場合は、医療連携体制加算を算定することができる。また、医療保険の訪問看護は一定の要件を満たす場合に利用することができる。

- 認知症がない要介護高齢者に比べ、認知症がある要介護高齢者は、治療を要するう蝕や歯周疾患の罹患率が高く、義歯の使用の必要性についても高い傾向がみられる。【参考資料P19】

(通所介護等の実施)

- 新オレンジプランでは、認知症対応型共同生活介護は、地域の認知症ケアの拠点として、認知症カフェや共用型認知症対応型通所介護の実施等、地域に目を向けた取組についても期待されている。【参考資料P3、23】

(福祉用具等の提供)

- 福祉用具等の提供について、総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議（平成28年春）では、認知症対応型共同生活介護において福祉用具貸与や訪問看護の利用を認めるべき旨やそれらのサービスが提供できる体制を整えた事業所に対して加算を設けるべき旨の提案がされている。【参考資料P24】

一方、福祉用具については、約7割の事業所が現行制度で個々の容態、ニーズに応じた福祉用具の提供ができている旨回答している。【参考資料P25】

## 現状・課題

### 3 認知症対応型通所介護の現状等について

- 認知症対応型通所介護は、認知症の方を対象に、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行い、高齢者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るサービスである。【参考資料P27】
- 介護給付費等実態調査によると、平成28年4月現在で、事業所数は3,722カ所、利用者数は約5.8万人となっており、認知症対応型通所介護の利用者数については近年ほぼ横ばいとなっている。【参考資料P29】
- 要介護度は、要介護3が25%、要介護2が24%となっている。また、日常生活自立度別の割合は、それぞれ地域密着型通所介護ではⅡbが30.6%、認知症対応型通所介護ではⅢaが33.3%で最も高い割合となっているなど、認知症対応型通所介護の利用者の方が日常生活自立度が重度である方の割合が高い。【参考資料P30、31】

### 4 他のサービスも含めた認知症への対応等について

- 今後、高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれる中、これまで累次の介護報酬改定の中で、認知症に関連した加算が多く創設されており、平成27年度介護報酬改定においては、通所介護や特定施設入居者生活介護等において、認知症高齢者を一定程度受け入れ、必要な体制を確保している事業所への評価（認知症加算・認知症専門ケア加算）を創設した。【参考資料P33、34、35】

# 認知症施策の推進

## 論点

- 利用者の状態に応じた医療ニーズへの対応（医療機関との連携、口腔機能の管理等）、福祉用具の提供など、認知症対応型共同生活介護のサービスの在り方について、どのように考えるか。
- 認知症対応型通所介護の利用者の状態を踏まえたサービスの在り方について、地域密着型通所介護との役割分担等を含め、どのように考えるか。
- 認知症高齢者が今後も増加する見込みである中、認知症に関連する加算のあり方についてどのように考えるか。